

## 県立病院法人化委員会(第2回)の概要

平成21年11月26日 10時～正午  
県庁共用第3会議室

出席委員 6名(1名欠席)

事務局から資料1～7に基づき説明

委員の主な意見

「法人及び病院の名称について(資料3)」

名称については、県民の分かりやすさを考慮すべきではないか。

「法人の組織・体制について(資料4)」

理事長を補佐する立場として副理事長の設置は必要ではないか。

また、病院からの意見等を議論・調整する場として、理事会についても設置するべきではないか。

役員数について、法人の運営について意見を出し合うという観点からは、法人外からの招聘を含め、相当数の役員を置くという考えもあるが、一方で資料にもあるとおり、役員報酬を抑制するという観点も必要である。

監事については、監査の分量もあり1名での対応は困難ではないか。複数とすることが妥当ではないか。

不採算医療等について一般会計の負担が行われる以上、経営に対する理事長の責任を明確にしておくべきではないか。中期目標・中期計画の期間と理事長の任期については、その点からも整合を図るべきではないか。

理事長の実績の評価という観点からは中期目標・中期計画の期間と理事長の任期を合致させることに意義があるが、この場合、次期中期計画の策定については前理事長の下で行うことになり不整合が生じるというデメリットが生じる。しかしながら、中期目標・中期計画の期間と理事長の任期を整合させておいた方が、制度上也分かりやすいのではないか。

「運営費負担金の考え方について(資料6)」

運営費負担金の考え方は、自治体病院が独法化するに当たって、最も重要な点である。救急医療・周産期医療・がん医療・災害医療などの分野を、独法化後も引き続き県民に対して提供する必要があるし、この分野については、公立病院は最後の砦になるものと認識している。法人化を理由として、運営費負担金が削減されるということがあると、政策医療を保てなくなるのではないかと、ということに危惧しているため、これについては是非確保していただきたい。

運営費負担金は不採算部分を担保するというのが基本であるし、国の基準も示されているので、それに従って繰入れを行うというのは当然である。運営費負担金には収支差額という考え方があり、地方独立行政法人においては経営の効率化を十分に図った上で、その収支差額を補填するという考え方になるであろうから、経営効率化については絶え間ない努力をしていただきたい。

先行団体では、法人化に伴う新たな経費負担についても一般会計が負担している事例もある。法人化後、県立病院がどのような病院を目指すかにも関わってくることもあるが、法人化に必要な経費については、県が思い切って予算の手当をしていかなければならない部分もあるのではないかと。単純に、収支差が生じるから、その部分を一般会計が負担するというのではなく、県立病院の果たすべき役割を十分に検討した上で、一般会計負担の在り方を議論する必要がある。